

令和4年5月24日開会

第740回むつ市教育委員会

参 考 資 料

報告第1号	1頁
報告第2号	7頁

報告第一号 参考資料

サルの動向参考資料

サルの捕獲頭数

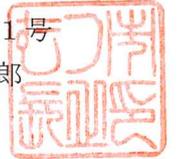
文化庁申請分				市教委申請分				
期間		許可 頭数	捕獲 頭数	年度	捕獲 (殺処分)		一時捕獲	
					許可 頭数	捕獲 頭数	許可 頭数	捕獲 頭数
第2次第二種 計画期間	H29.6～ R元.6	303	95	H29			58	12
				H30			58	3
	R元.9～ R3.6	230	70	R元			58	5
				R2			56	5
	R3.7～ R5.6	300		R3			60	5
合計		833	165		0	0	290	30



む農水第 67 号
令和4年4月28日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙 一 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の
現状変更（一時捕獲）等終了報告について

このことについて、令和3年7月29日付けむつ市教育委員会指令第17号で許可された現状変更（一時捕獲）等が終了したので報告いたします。

【添付書類】

1. むつ市が実施したニホンザルの捕獲状況について
2. 捕獲檻設置場所及び捕獲位置図
3. ニホンザル捕獲記録
4. 捕獲用檻（箱わな）仕様図

むつ市が実施したニホンザルの一時捕獲状況について

1. 天然記念物の名称 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日 昭和45年11月11日
3. 天然記念物の所在地 青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所 日本国

5. 実施内容及び経過

①実施内容

発信器が装着されていない群れ及び過去に発信器を取付けたが耐久年数がすでに経過している個体を麻酔銃及び箱わなにより、一時捕獲（麻酔薬で不動にする）を行い、発信器を装着後、元の群れに復帰させるものである。

②経 過

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 令和 3年 6月15日 | むつ市教育委員会宛「現状変更（一時捕獲）等許可申請書」を提出。 |
| 同 日 | むつ市教育委員会宛「鳥獣捕獲等許可申請書」を提出。 |
| 6月30日 | 青森県知事より下県局農水第471号「指令第3032号」で許可。 |
| 7月29日 | むつ市教育委員会より「指令第17号」で許可。 |
| 8月 6日 | 川内町蛸崎で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(A2-85群) |
| 9月14日 | 脇野沢七引で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(O1-A 群) |
| 9月15日 | 脇野沢滝山で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(O2-B 群) |
| 11月 4日 | むつ市関根出戸川目で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(Ko2 群) |
| 11月16日 | むつ市関根出戸川目で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。(Ko2 群) |

③総 括

今回の捕獲許可により、5頭を一時捕獲し、発信器を取付け、元の群れへ復帰させた。復帰後、モニタリング調査を実施してきたが、特に身体への影響がないことを確認済みである。

今後も引き続き、モニタリング調査を行い、群れ管理及び被害対策に努める。

報告第二号 参考資料

県教育委員会からの文書（4月8日付青教ス第58号）に
伴うむつ市の対応について

R4.4.27

1. 体調不良者についての取扱いについて

（県）体調不良者は登校を控え、症状がなくなってから48時間以上経過した後、登校を可能とする。

（市）根拠となる法令などはなく、県からも科学的な根拠については回答がなかった。

この通りに準用すると、ワクチン接種後は症状が収まった日からさらに2日間は登校できなくなってしまうため、さらに出席停止が増える。

2、3月の陽性者が多数発生した時期においても、体調不良明けの陽性者については報告されておらず、従来どおり体調不良が改善した場合は、登校可能としたい。

2. 体調不良者が同一学級に複数（20～25%程度）いる場合について

（県）体調不良者が同一学級に複数（20～25%程度）いた場合は、3日間の臨時休業を検討する。

※ワクチンの集団接種後だとした場合にも、それがワクチンの副反応によるものか判断できないので、そのような判断をすることもあり得るとのことであり学級で発熱者が2割以上いた場合は、3日間の学級閉鎖となる。

（市）県教育委員会が独自に決めたルールであり、根拠となる法令などはなく、県からも科学的な根拠については回答がなかった。

体調不良による出席停止が学級にある程度いた場合も、一律学級閉鎖とするべきではなく、各学校の状況等を勘案し、個別の対応とする。

3. 陽性者が感染可能期間に登校していた場合

（県）当該学級は、陽性者の最終登校日の翌日から3日間の臨時休業とする。

※体調不良者が48時間経過し、さらにもう1日おけば他の生徒に感染する恐れはなくなるのではないかという県教委の判断で明記している。法令などに基づいたものではない。

（市）県教育委員会が独自に決めたルールであり、根拠となる法令などはなく、県からも科学的な根拠については回答がなかった。

現在は保健所でも、クラスの検査対象者を絞っている状況であり、その中で1名の陽性者のみで学級閉鎖をするのは過度な対応であることから、文部科学省のR4.3.25通知「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特及

び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校の対応について」において、「学校で感染者と接触があったことのみを理由として、児童生徒や教職員に対して登校や出勤を制限する必要はない」という方針に基づいて、市としても接触者を特定し、個別の対応を行うこととし、現状どおり臨時休業を極力行わない方針としたい。

※令和4年1月12日付文科省通知「学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」及び青森県教育委員会からの新型コロナウイルス感染症Q&A（R4.4.11）には、学級閉鎖をする場合として、

- ①同一の学級で複数の陽性者が判明した場合
- ②陽性者が1名であっても、周囲に複数の風邪症状が見られる場合
- ③複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他設置者が必要と判断した場合

が上げられており、1名の陽性者が判明したからすなわち閉鎖ということについては矛盾しているといえる。



青教ス第58号
令和4年4月8日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長
(公印省略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための
休業措置等について (通知)

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

標記については、令和4年2月15日付け青教ス第1201号で通知し、また、令和4年3月24日付け青教ス第1380号で4月10日(日)までの措置を延長する旨通知したところですが、今般、本県の感染拡大の状況が継続していることを鑑み、令和4年3月29日付けで県保健医療調整本部において積極的疫学調査等の方針が見直され4月28日(木)までの間、中学校・高等学校において、保健所による積極的疫学調査が行われないこと等が示されました。

この度の検査体制の見直し等を踏まえ、令和4年4月11日(月)から4月28日(木)までの間、県立学校における感染拡大防止のための休業措置等について下記のとおり取り扱うこととしました。

については、貴校の児童生徒、保護者及び教職員に周知するとともに、適切に対応してくださるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する場合がありますことを申し添えます。

記

1 体調不良者への対応 (児童生徒)

(1) 体調不良者がいる場合

体調不良者は登校を控え(出席停止)、症状がなくなってから**48時間以上経過した後**、登校を可能とする。

ワクチン接種後の副反応と思われる体調不良の場合も、症状がなくなってから48時間以上経過したのち、登校を可能とする。

(2) 体調不良者が同一学級に複数(在籍数のおおむね20～25%程度)いる場合
当該学級は**3日間(土日、休日を含む。)**の臨時休業を検討する。

(3) 臨時休業の措置を講じている学級が複数ある場合

学年又は全校の臨時休業について、学校における感染状況等を踏まえ判断する。

2 陽性（保健所が陽性とみなした場合を含む。）が判明した場合の対応（児童生徒）

（1）陽性判明者が感染可能期間に登校している場合

- ① 当該学級は、陽性判明者の最終登校日の翌日から3日間（土日、休日を含む。）の臨時休業とする。
- ② 当該学級において、次の（2）に該当する者以外は体調に異常がなければ4日目からの登校を可能とする。

（2）陽性判明者の接触者

陽性判明者と感染可能期間に接触があったと考えられる接触者（以下に掲げる「接触者」参照）は、陽性判明者との最終接触日の翌日から7日間の出席停止とし、症状がなければ8日目からの登校を可能とする。なお、4日目及び5日目に検査し、陰性確認がとれた場合は、5日目からの登校を可能とする。

出席停止については、接触者に該当する児童生徒本人のみで、保護者等の就業を制限するものではありません。

（3）その他、保健所から検査及び待機期間の指示がある場合は、その指示に従うこと。

「接触者」

- ・マスクを着用していても手の届く距離で15分以上会話をした者
- ・会話を伴って一緒に食事をした者
- ・マスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者
- ・その他、仲の良い友人等、普段から比較的近い距離で接している者

3 教職員について

教職員の在宅勤務又は出勤困難休暇等については、上記1及び2に準じ取り扱うこととする。

4 その他留意事項

新型コロナウイルス感染症に係る学校の一部又は全部の臨時休業の措置については、学校における感染状況等に基づき、県健康福祉部、保健所等の見解を踏まえ、県教育委員会が判断しますので、各校においては、体調不良者等の状況について速やかに御連絡願います。

担当	スポーツ健康課 体育・健康グループ 指導主事 原 トモ子
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275

本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査

・令和4年3月16日付け事務連絡に基づき、感染が継続している本県の状況を踏まえ、当面1ヶ月間(4月2-8日まで)は以下の方針を原則とする。

	同一世帯内で感染者が発生した場合	ハイリスク施設(※1)で感染者が発生した場合	保育所等(※2)で感染者が発生した場合	事業所等(※3)で感染者が発生した場合(左記以外の事業所)(※3)
積極的疫学調査	保健所が実施(※4)	保健所が実施(※4)	保健所が、保育所等と連携し、実施(保育所等が主体的に調査し、保健所で判断)(※4)	実施しない(※5) (事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の特定	保健所が特定 (全て同居者が濃厚接触者となる旨、感染者に伝達することをもって特定したことをとする。)	保健所が特定	保健所が、保育所等と連携し、特定(保育所等が濃厚接触者等の候補者リストを作成・提出し、保健所で特定)	実施しない (事業者等において、感染者と接触があった者の確認等、必要に応じて実施)
濃厚接触者の行動制限(※6)	・原則7日間(8日目解除) ・(誰でも)4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除(※7)	・原則7日間(8日目解除) ・4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除(※7)	・原則7日間(8日目解除) ・(誰でも)4日目、5日目に検査し、陰性確認により解除(※7)	【該当なし】 (ただし、感染者と接触があった者についてその他の欄を参照)
その他				事業所等で、感染者が発生した場合は、自主的な感染対策の徹底のために以下を周知。 ・感染者と接触があった者は、最後の接触から概ね7日間はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い行動を控えること ・感染者と接触があり、症状がある場合には、速やかに診療・検査医療機関を受診すること ・感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を感染者と共にした者等は一定期間(5日間)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること

- ※1 ハイリスク施設とは、重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者施設、障害者施設、医療機関
- ※2 保育所等とは、保育所(地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む)、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ
- ※3 事業所等とは、ハイリスク施設、保育所等以外の事業所(通所型高齢者施設、障害者施設、中学校、高等学校、大学等を含む)
- ※4 濃厚接触者に対する検査など、保健所が必要と認められた場合は、行政検査として実施する。
- ※5 クラスタの発生等、感染状況などを考慮し、保健所が必要と認められた場合は、ハイリスク施設と同様、積極的疫学調査等を実施する。
- ※6 行動制限短縮の解除にあたっては、個別に保健所の確認を要しない。
- ※7 行動制限短縮のための検査は、自費検査。



出席停止となった児童生徒の学習に関するケアについて

令和4年1月12日付事務連絡、文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチームからの「やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導について」において、基本的な考え方として、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることがないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である」とされています。

また、学校設置者は、オンラインでの学習指導を行ったり、ICT端末の持ち帰りを安全・安心に行ったりすることができるよう、ICTを活用した学習指導等を行うための早急な環境づくりをすることが求められています。

そこで、今後、次の方針のもとに対応していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

○方針

出席停止中の児童生徒の体調も踏まえつつ、家庭での学習が可能である場合、児童生徒の学習に遅れが生じないよう、以下のとおりの対応を全小中学校において行うこととする。

1 家庭での学習保障について

(1) 通信環境がある家庭の場合

①教室で行う授業については、オンライン授業への参加を基本とする。

ア) 端末は備えているタブレット端末 (Chromebook) を使用する。

イ) 事前に配信できる授業と時間帯、Google Meet の招待時刻を、メール等で保護者に伝える。

ウ) 当日の朝、Google Meet に対象の児童生徒を招待する。(短学活への参加も可能)

エ) 家庭で視聴する児童生徒から板書の様子等が見えやすい画角でタブレットを設置する。必要に応じて、板書を見やすくするためのタブレットの移動等の配慮をする。

※実施に当たっての留意点

ア) 授業以外は学校側のカメラ、マイクをOFFにすること。(教室側のプライバシー保護のため)

イ) ご家庭には以下のことを伝える。

*児童生徒がオンライン授業に参加する際にご家庭の様子が映り込むことがあるので、使用する場所について配慮をお願いします。

*授業中はカメラをOFFにしない。(児童生徒の様子を把握するため)

*授業中は基本、マイクをミュート(消音)にし、発言時のみマイクをONにする。

②タブレットドリル (クラウド版) を活用する。

・端末は、Chromebook や家庭で使用しているパソコン等を使用する。

※Chromebook の持ち帰りについては以下を基本とする。

・児童生徒が学校にいる時に翌日からの出席停止がわかった場合、下校時に持ち帰らせる。

・児童生徒が学校にいない時に出席停止がわかった場合、ご家庭と相談の上、学校に取りに来ていただく。

③教材として購入しているドリル類のうち、出席停止中に進めることができるものについて課題として取り組ませる。

④日常的に取り組んでいる自主学習（一人勉強）にも取り組むよう指導する。

(2) 通信環境によりオンライン授業への参加ができない家庭、小学校低学年で自身でタブレット端末の操作が難しい児童、Chromebook が手元にない児童生徒の場合

学習内容の指示

①教科書・タブレットドリル（オフライン版）を用いた自学自習を指示する。

ア) 教科書を用いた学習の基本的な流れは、教科毎に学校教育課より提示する。

イ) オフライン版のタブレットドリルをインストールした 2 in 1 パソコン（これまでパソコンルームで使用していた端末）を持ち帰らせる。（または、取りに来ていただく。）

ウ) 保護者には、メール等で、小学校は国社算理の 4 教科、中学校は国社数理英の 5 教科の学習進度（教科書のページ、タブレットドリルの学習ページ）をお知らせし、児童生徒には家庭での学習を指示する。

エ) 児童生徒は教科書を見ながら自学し、指示のあったタブレットドリルに取り組む。

②教材として購入しているドリル類のうち、出席停止中に進めることができるものについて課題として取り組ませる。

③日常的に取り組んでいる自主学習（一人勉強）にも取り組むよう指導する。

2 学習状況の把握について

①タブレットドリルは、2 in 1 パソコンにインストールしたオフライン版であっても、教室の Wi-Fi に接続することにより、クラウド版に学習履歴を同期させることができるため、担任が履歴を確認することができる。

※学習履歴は教育委員会でも確認することが可能

②ドリル類は登校後提出させ、定着の状況を確認する。

③自主学習（一人勉強）についてもノートで学習状況を確認する。

④出校後、授業等の様子を観察しながら、章末テストやワークブック等に取り組ませるなどして定着の状況を把握する。

*以上の結果、個々の児童生徒について期待できる習熟度に鑑み、十分到達しているといえない状態にあるときは、補充学習を実施する。

3 補充学習の実施について

①定着状況の把握後、個々の習熟度に応じて、授業以外での補充学習（休み時間、放課後や長期休業中など）を実施する。

②体調不良により、家庭での学習が進まず未履修が生じた児童生徒にも授業以外での個別の補充学習を行う。

※補充学習の実施状況については、教育委員会が学校から報告を受ける。

（補充学習の留意点）

ア）保護者に補充学習が必要であることと、実施する時間帯を事前にお知らせする。
（放課後に実施し下校時刻が変更となる場合は特に留意する。）

イ）小学校は学級担任が主として補充学習を行う。

ウ）中学校は学級担任が中心となり、空き時間の状況、部活動の時間の活用等も考慮して各教科担任と連携しながら補充学習を行う。

エ）複数日かけて指導を行うなど、児童生徒の過度の負担とならないよう配慮する。

※本人やご家庭からの進度に関する相談や教科担任からの申し出があった場合にも補充学習を実施する。

4 児童生徒へのタブレット端末の貸与について

「(仮)学習者用端末の適正運用及び持ち出しに関する要綱」を整備したうえで実施する。

5 今後の予定について

(1)校長会で説明（本日）

(2)要綱整備

(3)オンライン授業、タブレットドリルを使った学習等について学校で練習

(4)端末の管理台帳整備（実施済）

(5)保護者宛に、タブレット端末持ち帰りのルール、学習の仕方、破損・滅失した場合の負担等について文書発出

(6)保護者から同意書徴取

(7)許可

(8)貸出し

※貸出しは、準備ができた学校から順次開始します。

むつ市立学校教育用端末等の貸与及び運用に関する要綱

令和4年5月12日

(目的)

第1条 この要綱は、むつ市立学校設置条例（昭和39年むつ市条例第19号）（以下「条例」という。）に定める市立学校に在籍する児童及び生徒への教育用端末及び付属品の貸与及びその運用に関し必要な事項を定め、ICTを有効活用し、学校教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「教育用端末等」とは、条例に定める市立学校の校舎等の内外において教育活動に利用することを目的としてむつ市教育委員会事務局総務課（以下「総務課」という。）が管理するパーソナルコンピュータ及び付属品をいう。

(管理者の責任)

第3条 教育用端末等を管理する者（以下「管理者」という。）は、むつ市教育委員会事務局総務課長とする。

2 管理者は、教育用端末等について次に掲げる事項を管理する。

- (1) 故障対応、保守点検、問い合わせ対応その他の教育用端末等の環境設定及び動作確認に関すること。
- (2) パスワード管理その他の教育用端末等のセキュリティに関すること。
- (3) 貸与履歴、返却履歴その他の教育用端末等の利用状況に関すること。

(利用対象者)

第4条 教育用端末等を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、条例に定める市立学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童及び生徒」という。）とする。

(利用教育用端末等)

第5条 児童及び生徒が利用する教育用端末等は別に定める。

(貸与の申請)

第6条 教育用端末等の貸与を受けようとする利用者及び利用者の保護者（以下「保護者」という。）は、教育用端末等貸与同意書（様式第1号）に必要事項を記載し、管理者に提出するものとする。

(貸与の決定等)

第7条 管理者は、前条の規定による同意書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で貸与する教育用端末等を決定し、貸与する。

(貸与期間及び費用)

第8条 教育用端末等の貸与期間は、貸与のあった日から貸与のあった日に在籍していた条例に定める市立学校を卒業する日までとする。

2 教育用端末等の貸与は、第12条第3号に規定する場合を除き、無料とする。

3 教育用端末等を自宅等で利用した際に生じる電気及び通信に係る費用並びに設備の購入及び設置に係る費用その他の自宅等で利用した際に生じる費用は保護者の負担とする。

(管理者の実施事項)

第9条 管理者は、教育用端末等の適正な運用、情報セキュリティ対策その他教育用端末等の管理を行うため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 利用者の氏名及びユーザIDの管理
- (2) ユーザIDに関連するパスワード等の変更
- (3) アプリケーションインストール又はアンインストール制限
- (4) コンピュータウイルス対策
- (5) 外部記憶媒体制御
- (6) コンテンツフィルタリング対策
- (7) 操作ログ保管
- (8) 教育用端末等の貸与終了時のデータ消去
- (9) その他教育用端末等の管理を行うために必要な事項

(利用者の遵守事項)

第10条 管理者は、利用者に対し次に掲げる事項を十分に周知しなければならない。

- (1) 利用者は、常に責任及び注意をもって教育用端末等を適正に利用及び保管しなければならないこと。
- (2) 利用者は、管理者から貸与された教育用端末等の適正な利用のため、関係法令を遵守しなければならないこと。
- (3) 利用者は、次に掲げる事項のために教育用端末等を利用すること。
 - (ア) 学校での学習
 - (イ) 学校から提示された課題等の家庭学習

- (ウ) 前列記事項に定めるもののほか管理者が認める事項
- (4) 利用者は、次に掲げる事項のために教育用端末等を利用してはならないこと。
 - (ア) 前号に掲げる目的以外の利用
 - (イ) 他者への転貸、売却又は譲渡等、営利目的の活動に供すること。
 - (ウ) 使用に必要なユーザ I D 及びパスワードを第三者に漏洩すること及び第三者のユーザ I D 及びパスワードを用いて利用すること。
 - (エ) 個人的なメールアドレス、クラウドサービス用アカウント等の使用
 - (オ) 個人の住所や電話番号等、個人情報の入力
 - (カ) 学校から指示を受けていないファイルのダウンロード、管理者から利用承認を得ていないソフトウェア及びアプリのインストール及び管理者が整備したソフトウェア及びアプリのアンインストール
 - (キ) 学習上必要のないウェブサイトの閲覧
 - (ク) アプリ内課金及びインターネット上での金融決済
 - (ケ) 他人の気持ちを害するような書き込みや表現をクラウドサービス等インターネット上で行うこと。
 - (コ) 教育用端末等を公衆無線 LAN 等の第三者のネットワーク回線に接続すること。
 - (サ) 教育用端末等に利用者の所有する電子機器等を接続すること。ただし、前号に掲げる目的に照らし、管理者又は学校が認めた場合はこの限りではない。
 - (シ) 不適切な姿勢での利用、長時間にわたる液晶画面の注視、深夜時間帯の利用など、心身の健全な育成に影響を及ぼすおそれのあること。
 - (ス) 情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項
 - (セ) 前列記事項に定めるもののほか、管理者が別に定める事項

(保護者の監督責任)

第 11 条 管理者は、保護者に対し、以下のことを十分に周知しなければならない。

- (1) 保護者は、監護する利用者が貸与を受けた教育用端末等の利用及び取扱いについて、前条に定める遵守事項を理解し、かつ、その監護する利用者にそれらを遵守させなければならない。

(事故報告及び弁償)

第 12 条 管理者は、保護者に対し、以下のことを十分に周知しなければならない。

- (1) 利用者及び保護者は、次に掲げる場合には、直ちに利用者が在籍する学校の校長に報告しなければならない。

- (ア) 教育用端末等を破損若しくは紛失したとき、又は盗難の被害に遭ったとき。
 - (イ) ユーザID及びパスワードが第三者に漏れた可能性があるとき。
 - (ウ) 教育用端末等が正常に作動しないとき。
 - (エ) データの改ざん、抹消、不正使用、無権限者のアクセス、コンピュータウイルスの侵入等、又はそれらのおそれのある事実を発見したとき。
- (2) 校長は、前号に規定する事項の報告を受けた場合、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 利用者の責めに帰すべき理由により、貸与されている教育用端末等の全部又は一部を破損若しくは紛失したとき、又は盗難されたときは、その被害に係る費用全額を利用者又は保護者が負担しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは当該費用を減額し、又は免除することができる。
- (4) 教育用端末等の使用に伴い発生した利用者の損害については、利用者又は保護者が負担するものとする。
- (5) アプリ内課金及びインターネット上での金融決済等、第10条第4号に掲げる目的外使用によって生じた費用については、利用者又は保護者が負担するものとする。

(返却)

第13条 管理者は、利用者及び保護者に対し、以下のことを十分に周知しなければならない。

- (1) 貸与期間が終了した場合又は校長若しくは管理者が必要と認める場合若しくは利用者が返却を希望する場合、利用者は、教育用端末等返却書（様式第2号）に必要事項を記載し、教育用端末等を速やかに返却しなければならない。

なお、利用者がむつ市内で転学、進学する場合については、学籍の異動に伴い貸与期間は終了するものとする。

- (2) 返却された教育用端末等に故障又は破損がある場合は、前条3号の規定を準用する。

(返却手続)

第14条 管理者は、前条の規定により教育用端末等の返却を受けるときは、返却書及び返却物について十分に確認のうえ受領しなければならない。

(事務)

第15条 教育用端末等の利用者への貸与、返却及びそれに伴う事務手続きは、条例に定める市立学校の校長が管理者に代わり行うものとする。

2 その他の事務の取扱いについては、総務課の職員が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、教育用端末等の利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた
感染対策に係る取扱いについて

このことについて、令和4年4月8日付け、む教総第116号「新年度を迎えての感染対策について」で通知しておりましたが、下記のとおり変更することといたしましたので、引き続き基本的な感染対策の徹底についてご対応くださるようお願いいたします。

記

●変更点について

項目	変更前	変更後
●期間 1.(1) 基本的な感染対策の徹底	令和4年4月28日(木)まで ・本人又は家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒、教職員ともに自宅での静養を徹底させる。	当面の間 ・ <u>児童生徒、教職員本人</u> に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での静養を徹底させる。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
TEL 22-1111(内線3110)

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた
感染対策に係る取扱いについて

日頃より、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、このことについて、令和4年4月11日付け、む教総第116号「新年度を迎えての感染対策について」で通知しておりましたが、下記のとおり変更することといたしましたので、基本的な感染対策について引き続きご協力くださるようお願いいたします。

記

●変更点について

項目	変更前	変更後
●期間 1.(1) 基本的な感染対策の徹底	令和4年4月28日(木)まで ・本人又は家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での静養を徹底させる。	当面の間 ・ <u>児童生徒本人</u> に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での静養を徹底させる。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

TEL 22-1111(内線3110)